

様式 3

2026 年 6 月 1 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒636-0154

奈良県生駒郡斑鳩町龍田西 8 丁目 6 番 10 号

医療法人名 医療法人 和礼会

理事長名 前田 世礼

(連絡先 TEL 0745-75-5711)

決 算 届

6 年度 (令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで) の決算を
終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 和礼会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西 8 丁目 6 番 10 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 8 月 24 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 8 月 30 日

様式 2

法人名 医療法人 和礼会

※医療法人整理番号			1	84
-----------	--	--	---	----

所在地 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西8丁目6番10号

財 產 目 録

(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資	產	額	769,032 千円
2. 負	債	額	20,463 千円
3. 純	資	産 額	748,569 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	548,860
B 固 定 資 産	220,172
C 資 産 合 計 (A + B)	769,032
D 負 債 合 計	20,463
E 純 資 産 (C - D)	748,569

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 2

法人名 医療法人 和礼会
所在地 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西8丁目6番10号

※医療法人整理番号 184

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	204,844
2 事業費用	156,204
本来業務事業利益	48,640
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	48,640
II 事業外収益	8,787
III 事業外費用	0
経常利益	57,426
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	57,426
法人税等	15,435
当期純利益	41,991

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者		種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし											

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者		種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 和礼会

理事長 前田 世礼 殿

私（注 1）は、医療法人和礼会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 1 日

医療法人和礼会

監事 横井 二三男

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。